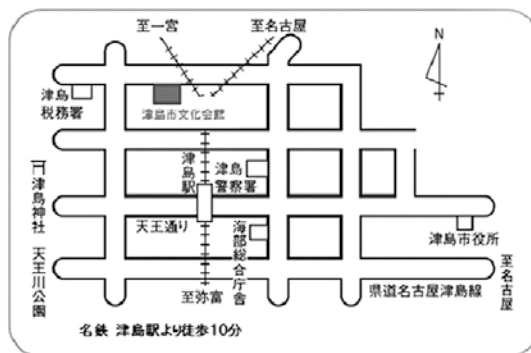


令和2年分確定申告のお知らせ

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

とき 2月16日(火)～3月15日(月)午前9時～午後5時
(土日・祝日は開設していませんが、2月21・28日(日)に限り開設します。)
※本年の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、
2月10日(水)から次の会場で申告相談を受け付けます。

ところ 津島市文化会館(昨年と異なります。)
津島市藤浪町3丁目89の10



●津島税務署における申告相談体制について

電話による事前予約は令和3年1月15日(金)をもって一時終了しており、令和3年1月18日(月)以降については、津島税務署内の会議室に確定申告会場を設け申告相談をお受けしています。

なお、会場の混雑緩和のため、同日から会場への入場には「入場整理券」が必要です。

●入場整理券の配付方法について

・「入場整理券」は会場当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

・国税庁のLINE公式アカウントから事前発行も行っています。

・「入場整理券」には入場できる時間帯が記載されています。

指定された時間内に会場へお越しください。

「入場整理券」の事前発行は
こちらから！
(国税庁LINE公式アカウント)



※1 入場時には、「入場整理券」または、事前発行の「受付完了画面」を確認しますので、必ずお持ちください。

※2 入場できる時間帯については、会場の混雑状況に応じて前後する場合がございます。あらかじめご了承ください。

●新型コロナウイルス感染症対策について

会場では、次の新型コロナウイルス感染症対策を講じます。

・入場の際に、検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りいたします。発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いいたします。

・ご来場の際はマスクを着用していただき、入口等で手指アルコール消毒液をご利用いただくようお願いいたします。また、できる限り少人数でお越しください。

申告等の相談は、国税庁ホームページ掲載のチャットボットや電話でも可能です。

※チャットボットはAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えする自動会話プログラムです。

■自宅等からのe-Taxのお願い

令和2年分の確定申告では感染症対策の観点から、マイナンバーカードを利用したり、津島税務署が発行するID・パスワードを利用し、自宅等から納税者ご自身のスマホやパソコンによりe-Taxで提出していただくようお願いいたします。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いいたします。

申告書の作成はこちらから！
※掲載2次元コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。



問合せ先

・津島税務署 ☎0567(26)2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

・国税庁ホームページ [HP](https://www.nta.go.jp)https://www.nta.go.jp

郵送先 〒496-8720 津島市良王町2丁目31の1 津島税務署

■役場での申告相談について

役場でも臨時に申告相談会場を開設します。

とき 2月16日(火)～3月15日(月)※土日・祝日を除く
午前8時45分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)
※受付時間は午前8時30分～(入場整理票配付)

ところ 役場 3階 大会議室

申告に必要なもの(申告内容によって異なります)

認印、筆記用具、源泉徴収票、社会保険・生命保険・地震保険料などの控除証明書や領収書、障害者手帳など。また、利用者識別番号をお持ちの方(以前の所得税確定申告の際にe-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または本町役場のパソコンを使用して提出された方)は通知書など番号が分かるものを持参の上お越しく下さい。

●新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来場される皆さんの安全に配慮し、申告会場では次の新型コロナウイルス感染症対策を講じますのでご理解、ご協力ください。

○会場内でのマスクの着用

○手指の消毒

- ・会場入口に消毒液を設置しますので、ご利用ください。

○検温

- ・会場入場の際、検温を実施します。検温にご協力いただけない方および検温の結果37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りいたします。

○入場整理票の配付

- ・午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前で配付します。

※時間前の「入場整理票」の配付および会場内への入室はできませんので、ご了承ください。

○入場制限による3密の防止

- ・入場整理票記載の時間帯ごとに入場を制限し、相談の受け付けをいたします。

※例年、申告期間開始直後や午前中の相談時間開始直後は大変混み合います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入場整理票に記載された時間帯以外は、会場でお待ちいただくことができませんので、ご了承ください。また、来場の際は、できる限り少人数でお越しく下さい。

次の方の申告相談は役場では受け付けできませんので、税務署申告会場(津島市文化会館申告会場)へお出掛けください。

- ・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方
- ・分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方
- ・令和2年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、住宅借入金等特別税額控除などの申告をされる方、住宅耐震改修特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
- ・過年分の申告をされる方

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をされる方は、3月15日(月)までに町県民税の申告書を提出してください。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176